

令和8年1月30日
農林水産省大臣官房参事官(経理)

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

村上建設株式会社
鹿児島県奄美市名瀬小浜町29-9

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和8年1月30日～令和8年2月28日（1ヶ月）

九州区域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

3 指名停止理由

村上建設株式会社の従業員が、令和6年4月15日、鹿児島県奄美市の大熊漁港において、同社が所有する船舶を洗浄した際、洗浄水に混入した燃料油を過失により同漁港海域に排出させた件について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)違反で名瀬簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月15日にその刑が確定した。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヶ月以上9ヶ月以内